

鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会」(以下「本会」という。)と称する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条 本会は、メディアを通じて地域住民、行政、企業、文化人、NPOなどが協働し平等に関わりながら住民の視点で鳥取独自の自立したコンセプトやデザインを組み立て、発信していくという21世紀の新しい地域づくりを旨とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「鳥取県民チャンネル」番組企画・番組審議
- (2) メディアを通じて地域活性化の支援・援助
- (3) メディア・IT活用実験等の企画・運用・評価
- (4) コンテンツ制作・IT技術・情報発信等の教育並びに人材育成
- (5) 番組制作等必要財源の確保
- (6) 本会事業の県民への普及および啓発
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第4条 本会は、正会員および支援会員で構成する。

2 正会員は、本会の目的に賛同し、協力しようとする企業、団体および個人とする。

3 支援会員は、前2項に定める正会員以外のもので、本会の運営を支援しようとするものとする。ただし、議決権は有しない。

(入 会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し会長の承認を得なければならない。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員およびアドバイザー

(役員の種類および定数)

第7条 本会に、次の役員を置く

(1) 理事 4名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を幹事長とする。

(役員を選任)

第8条 理事および監事は、総会において選任する。

2 会長および副会長および幹事長は、理事会において理事の互選によって定める。ただし、本会設立時にあっては、総会において選任する。

(役員職務)

第9条 役員は、役員会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 幹事長は、部会および事務局を統轄する。

5 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、

前任者または他の現任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第11条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べることができる。

4 アドバイザーの任期は1年とする。

第5章 会 議

(種 別)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。ただし会長が認めた場合は、アドバイザーおよびその他オブザーバーの参加を認める。

2 役員会は、理事および監事をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(開 催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会および役員会および理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、書面をもって、事前に通知しなければならない。

3 前項の規定は、役員会および理事会について準用する。

(議長)

第16条 総会および役員会および理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第14条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第17条 総会および役員会および理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第18条 総会および役員会および理事会の議事は、この会則に別に定める場合を除くほか、出席正会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告および収支決算)

第20条 本会の事業報告書、収支決算書は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を得なければならない。

2 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部または一部を積み立て、または翌事業年度に繰り越すものとする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第21条 この会則は、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を得なければ変更することができない。

第8章 補 則

(部 会)

第22条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会を設けることができる。

2 各部会は、その目的とする事項について、調査し、研究しまたは審議する。

3 各部会には、部会長1名づつを置く。

4 部会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第23条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の統括は、幹事長が行う。

(実施細則)

第24条 この会則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成15年6月20日から施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

3 本会の設立当初のアドバイザーの任期は、第11条第4項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

4 本会の設立総会の議長は第16条の規定にかかわらず、発起人が行うものとする。

5 本会の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。